

平成 28 年 6 月 15 日開会

平成 28 年 6 月

市議会定例会議案書

寝屋川市

目 次

番 号	案 件	頁
報告第 5 号	平成 27 年度寝屋川市一般会計繰越明許費の報告	別冊
報告第 6 号	平成 27 年度寝屋川市水道事業会計予算繰越しの報告	別冊
報告第 7 号	平成 27 年度寝屋川市下水道事業会計継続費繰越しの報告	別冊
議案第 37 号	寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部改正	1
議案第 38 号	寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正	3
議案第 39 号	寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物等に関する条例の全部改正	5
議案第 40 号	寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の制定	10
議案第 41 号	寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例の制定	14
議案第 42 号	寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正	18
議案第 43 号	寝屋川市における東部大阪都市計画讚良東町北地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の制定	22

番号	案件	頁
議案第 44 号	寝屋川市自転車安全利用条例の一部改正	29
議案第 45 号	平成 28 年度寝屋川市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 46 号	平成 28 年度寝屋川市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 47 号	平成 28 年度寝屋川市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 48 号	財産の取得（学園 I C T 化構想事業用パソコン等）	33
議案第 49 号	財産の取得（塵芥収集車）	34
議案第 50 号	人権擁護委員候補者の推薦（原田幸三）	35
議案第 51 号	人権擁護委員候補者の推薦（菊地伊三男）	38
議案第 52 号	人権擁護委員候補者の推薦（羽根田康弘）	41
議案第 53 号	人権擁護委員候補者の推薦（河瀬洋子）	44
議案第 54 号	人権擁護委員候補者の推薦（松本勉）	47
議案第 55 号	人権擁護委員候補者の推薦（中井正昌）	51
議案第 56 号	人権擁護委員候補者の推薦（辻本通）	55
議案第 57 号	人権擁護委員候補者の推薦（友井芙美子）	58
議案第 58 号	人権擁護委員候補者の推薦（笠谷正博）	62

議案第 37 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条 例の一部改正

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例（昭和39年寝屋川市条例第27号）
の一部を次のように改正する。

附則中第2項を削り、第3項を第2項とする。

別表市長 寝屋川市営住宅再編整備に係るPFI事業者選定委員会の項を削り、
同表市長の項に次のように加える。

寝屋川市サクラプロジェクト事業者 選定委員会	寝屋川市サクラプロジェクトに係 る事業者の選定についての審査に 関する事務
---------------------------	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。、

議案第 38 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一
部を改正する条例

寝屋川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年寝
屋川市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島
東地区防災街区整備地区計画の区域内に
おける建築物等に関する条例の全部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内
における建築物に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計
画の区域内における建築物に関する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物等に関する条例（平成18年寝屋川市条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、萱島東地区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

（適用区域）

第3条 この条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画萱島東地区防災街区整備地区計画（以下「防災街区整備地区計画」という。）の区域とする。

（建築物の構造に関する防火上必要な制限）

第4条 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの
- (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で、不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は塀

（簡易な構造の建築物に対する制限の緩和）

第5条 法第84条の2の政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、同条の政令で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用

しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第6条 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について、第4条の規定を適用する場合においては、同項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 工事の着手がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。）については、当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイに掲げる要件に適合していること。

ア 増築又は改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えず、かつ、基準日における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

イ 増築又は改築後における階数が2以下で、かつ、当該建築物の延べ面積の合計が500平方メートルを超えないこと。

(2) 工事の着手が基準日以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物とならない増築又は改築に限る。）については、当該増築又は改築に係る部分が第4条の規定に適合していること。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、同一敷地内において移転をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。
(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物が防災街区整備地区計画の区域の内外にわたる場合は、当該建築物の全部について第4条の規定を適用する。ただし、当該建築物が当該区域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

(防火上支障がない建築物の特例)

第9条 市長が防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物で、その位置、構造、用途等の特殊性により防火上支障がないと認めて許可したものについては、第4条の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聽かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第10条 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年7月15日から施行する。

議案第 40 号

寝屋川市における東部大阪都市計画香里
地区防災街区整備地区計画の区域内にお
ける建築物に関する条例の制定

寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画の区域内に
おける建築物に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市における東部大阪都市計画香里地区防災街区整備地区計画
の区域内における建築物に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）
第68条の2第1項の規定に基づき、香里地区に係る防災街区整備地区計画の区
域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭
和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画香里地区防災街区整
備地区計画（以下「防災街区整備地区計画」という。）の区域とする。

(建築物の構造に関する防火上必要な制限)

第4条 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏
が防火構造のもの
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のお
それの少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの
- (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で、不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は塀

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第84条の2の政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分
で、同条の政令で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用
しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特
例)

第6条 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について、第4条の規定を適用する場合においては、同項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 工事の着手がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。）については、当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイに掲げる要件に適合していること。

ア 増築又は改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えず、かつ、基準日における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

イ 増築又は改築後における階数が2以下で、かつ、当該建築物の延べ面積の合計が500平方メートルを超えないこと。

(2) 工事の着手が基準日以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物とならない増築又は改築に限る。）については、当該増築又は改築に係る部分が第4条の規定に適合していること。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、同一敷地内において移転をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)

第8条 建築物が防災街区整備地区計画の区域の内外にわたる場合は、当該建築物の全部について第4条の規定を適用する。ただし、当該建築物が当該区域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

(防火上支障がない建築物の特例)

第9条 市長が防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物で、その位置、構造、用途等の特殊性により防火上支障がないと認めて許可したものについては、第4条の規定は、適用しない。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第10条 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年7月15日から施行する。

議案第 41 号

寝屋川市における東部大阪都市計画池田
・大利地区防災街区整備地区計画の区域
内における建築物に関する条例の制定

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区
域内における建築物に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市における東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、池田・大利地区に係る防災街区整備地区計画の区域内における建築物に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、東部大阪都市計画池田・大利地区防災街区整備地区計画（以下「防災街区整備地区計画」という。）の区域とする。

(建築物の構造に関する防火上必要な制限)

第4条 建築物の構造は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 延べ面積が50平方メートル以内の平家建ての附属建築物で、外壁及び軒裏が防火構造のもの
- (2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火災の発生のおそれの少ない用途に供する建築物で、主要構造部が不燃材料で造られたもの
- (3) 高さ2メートルを超える門又は塀で、不燃材料で造り、又は覆われたもの
- (4) 高さ2メートル以下の門又は塀

(簡易な構造の建築物に対する制限の緩和)

第5条 法第84条の2の政令で指定する簡易な構造の建築物又は建築物の部分で、同条の政令で定める基準に適合するものについては、前条の規定は、適用しない。

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に対する制限の特例)

第6条 法第86条の4第1項各号のいずれかに該当する建築物について、第4条の規定を適用する場合においては、同項第1号イに該当する建築物は耐火建築物と、同号ロに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。

(既存の建築物に対する制限の緩和)

第7条 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに定める範囲内において増築又は改築をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(1) 工事の着手がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物となる増築又は改築に限る。）については、当該増築又は改築に係る部分の外壁及び軒裏が防火構造であり、かつ、ア及びイに掲げる要件に適合していること。

ア 増築又は改築に係る部分の床面積の合計（当該増築又は改築に係る建築物が同一敷地内に2以上ある場合においては、これらの増築又は改築に係る部分の床面積の合計）が50平方メートルを超えず、かつ、基準日における当該建築物の延べ面積の合計を超えないこと。

イ 増築又は改築後における階数が2以下で、かつ、当該建築物の延べ面積の合計が500平方メートルを超えないこと。

(2) 工事の着手が基準日以後である増築又は改築（当該増築又は改築後に既存の建築物と増築又は改築に係る部分とが一の建築物とならない増築又は改築に限る。）については、当該増築又は改築に係る部分が第4条の規定に適合していること。

2 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

3 法第3条第2項の規定により第4条の規定の適用を受けない建築物について、同一敷地内において移転をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、第4条の規定は、適用しない。

(建築物が区域の内外にわたる場合の措置)

第 8 条 建築物が防災街区整備地区計画の区域の内外にわたる場合は、当該建築物の全部について第 4 条の規定を適用する。ただし、当該建築物が当該区域外において防火壁で区画されている場合においては、その防火壁外の部分については、この限りでない。

(防火上支障がない建築物の特例)

第 9 条 市長が防災街区整備地区計画の内容として防火上の制限が定められた建築物で、その位置、構造、用途等の特殊性により防火上支障がないと認めて許可したものについては、第 4 条の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第 1 項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の 3 日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第 10 条 第 4 条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主又は当該建築物若しくは建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物又は建築設備の工事施工者）は、20 万円以下の罰金に処する。

- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(委任)

第 11 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 15 日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部改正

寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北川法夫

寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例の一部を改正する条例

寝屋川市における東部大阪都市計画新家地区地区計画の区域内における建築物等に関する条例(平成 25 年寝屋川市条例第 31 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「東部大阪都市計画地区計画の決定 (平成 25 年寝屋川市告示第 307 号)」を「都市計画の変更について (平成 28 年寝屋川市告示第 65 号)」に、「新家地区」を「地区計画の区域」に改める。

第 4 条中「計画地区」を「計画区域」に改める。

第 5 条及び第 6 条を削り、第 7 条を第 5 条とし、第 8 条を第 6 条とし、第 9 条を第 7 条とする。

第 10 条第 1 項第 3 号中「建築物」を「用途に供する建築物」に改め、同項第 4 号中「第 137 条の 18 第 2 項」を「第 137 条の 19 第 2 項」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを次のように改める。

2 法第 3 条第 2 項の規定により第 4 条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 4 条の規定は、適用しない。

3 法第 3 条第 2 項の規定により第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定の適用を受けない建築物について、増築又は改築をする場合における当該建築物の増築又は改築に係る部分以外の部分に対しては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定は、適用しない。

4 法第 3 条第 2 項の規定により第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定の適用を受けない建築物について、大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第 3 条第 3 項第 3 号及び第 4 号の規定にかかわらず、第 5 条第 1 項及び第 6 条の規定は、適用しない。

第 10 条第 5 項を削り、同条を第 8 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

(建築物の敷地が区域の内外にわたる場合等の措置)

第9条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条から第7条までの規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条から第7条までの規定を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、既に第4条から第7条までの規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部について第4条から第7条までの規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について、当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

3 建築物の敷地が地区計画の区域におけるAゾーン及びBゾーンにわたる場合における第4条及び第7条第1項の規定の適用については、その建築物又はその敷地の全部について、その敷地の過半が属する区域に係る規定を適用する。
第11条を削る。

第12条第1項中「第7条第1項、第8条及び第9条第1項」を「第5条第1項、第6条及び第7条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮詢し、その意見を聴かなければならない。

第12条に次の2項を加え、同条を第10条とする。

3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。

4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

第13条第1項中「200,000円」を「20万円」に改め、同項第1号中「第7条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項第3号中「第5条第1項、第6条第1項及び第8条」を「第6条」に改め、同項第4号及び第5号中「第9条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第11条とし、第14条を第12条とする。

附 則

この条例は、平成28年7月15日から施行する。

寝屋川市における東部大阪都市計画讚良 東町北地区地区計画の区域内における建 築物等に関する条例の制定

寝屋川市における東部大阪都市計画讚良東町北地区地区計画の区域内における
建築物等に関する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市条例第 号

寝屋川市における東部大阪都市計画讃良東町北地区地区計画の区域
内における建築物等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第68条の2第1項の規定に基づき、讃良東町北地区に係る地区整備計画（都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画をいう。以下同じ。）の区域内における建築物等に関する制限を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の適用を受ける区域は、都市計画の決定について（平成28年寝屋川市告示第64号）による讃良東町北地区地区計画の区域（以下「地区計画の区域」という。）とする。

(建築物の用途に関する制限)

第4条 次の各号に掲げる計画区域内においては、それぞれ当該各号に掲げる建築物以外の建築物を建築してはならない。

- (1) 前条に規定する告示の告示計画図に記載のAゾーン（以下「Aゾーン」という。）内 別表ア欄に掲げる建築物
- (2) 前条に規定する告示の告示計画図に記載のBゾーン（以下「Bゾーン」という。）内 別表イ欄に掲げる建築物
- (3) 前条に規定する告示の告示計画図に記載のCゾーン（以下「Cゾーン」という。）内 別表ウ欄に掲げる建築物

(既存の建築物等に対する制限の緩和)

第5条 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、次の各号のいずれかに掲げる範囲内において増築又は改築をする場合にお

いては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

(1) 増築又は改築がこの条例の施行の日（以下「基準日」という。）における敷地内におけるものであり、かつ、増築又は改築後における延べ面積及び建築面積が基準日における敷地面積に対してそれぞれ法第52条第1項、第2項及び第7項並びに法第53条の規定に適合すること。

(2) 増築後の床面積の合計が、基準日における床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(3) 増築後の前条の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、基準日におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。

(4) 用途の変更（令第137条の19第2項に規定する範囲内のものを除く。次項において同じ。）を伴わないこと。

2 法第3条第2項の規定により前条の規定の適用を受けない建築物について、用途の変更を伴わない大規模の修繕又は大規模の模様替をする場合においては、法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、前条の規定は、適用しない。

（建築物の敷地が区域の内外にわたる場合の措置）

第6条 建築物の敷地が地区計画の区域の内外にわたる場合で、その敷地の過半が当該区域内に属するとき、又は属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について第4条の規定を適用し、その敷地の過半が当該区域外に属するときは、その建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用しない。

2 前項の規定にかかわらず、既に第4条の規定の適用を受けている建築物については、その敷地の過半が地区計画の区域外に属するに至った場合においても、その建築物又はその敷地の全部について同条の規定を適用する。ただし、その敷地の過半が他の地区整備計画が定められている区域に属するに至ったときは、その建築物又はその敷地の全部について当該他の地区整備計画に係る条例の規定を適用する。

（公益上必要な建築物等の特例）

第7条 市長が公益上必要な建築物で用途上若しくは構造上やむを得ないと認めて許可したもの又は市長が土地の利用状況に照らして周辺の環境を害するおそ

れがないと認めて許可した建築物については、第4条の規定は、適用しない。

- 2 市長は、前項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、寝屋川市建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定による許可をする場合においては、あらかじめ、その許可に利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、その許可しようとする建築物の建築の計画並びに意見の聴取の期日及び場所を、その期日の3日前までに告示しなければならない。

(罰則)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の建築主
- (2) 法第87条第2項において準用する第4条の規定に違反した場合における当該建築物の所有者、管理者又は占有者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成28年7月15日から施行する。

別表（第4条関係）

ア	イ	ウ
(1) 住宅	(1) 店舗（令第130条の5の3で定めるものを除く。）及び飲食店	(1) 店舗（令第130条の5の3で定めるものを除く。）及び飲食店
(2) 令第130条の3で定める兼用住宅		
(3) 共同住宅、寄宿舎 又は下宿	(2) 令第130条の5の3で定めるもの（飲食店を除く。）でその	(2) 令第130条の5の3で定めるもの（飲食店を除く。）でその
(4) 学校、図書館その他これらに類するも		

の	用途に供する部分の 床面積の合計が 500 平方メートル以内の もの（3階以上の部 分をその用途に供す るもの）	用途に供する部分の 床面積の合計が 500 平方メートル以内の もの（3階以上の部 分をその用途に供す るもの）
(5) 神社、寺院、教会 その他これらに類するもの	平方メートル以内の もの（3階以上の部 分をその用途に供す るもの）	平方メートル以内の もの（3階以上の部 分をその用途に供す るもの）
(6) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	（3）工場 （4）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する	（3）工場（法別表第2 （ぬ）項に定めるものを除く。）
(7) 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第1号に該当する営業に係るものを除く。）	令第130条の6の2で定める運動施設 （5）自動車教習所 （6）倉庫業を営む倉庫 （7）危険物の貯蔵又は処理に供するもの	（4）ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する令第130条の6の2で定める運動施設 （5）自動車教習所 （6）倉庫業を営む倉庫
(8) 診療所	（8）事務所	（7）事務所
(9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する令第130条の4で定める公益上必要な建築物	（9）自動車車庫	（8）自動車車庫
(10) 前各号に掲げる建築物に附属するもの（令第130条の5で定めるものを除く。）		
(11) 病院		
(12) 老人福祉センタ一、児童厚生施設その他これらに類する		

もの

- (13) 店舗（令第 130 条の 5 の 3 で定めるものを除く。）及び飲食店
- (14) 令第 130 条の 5 の 3 で定めるもの（飲食店を除く。）でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (15) 自動車車庫で床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（3 階以上の部分をその用途に供するものを除く。）
- (16) 令第 130 条の 5 の 4 で定める公益上必要な建築物
- (17) 第 11 号から前号までに掲げる建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 の 5 で定めるものを除く。）

(18) 倉庫業を営む倉庫

(19) 事務所

議案第 44 号

寝屋川市自転車安全利用条例の一部改正

寝屋川市自転車安全利用条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

寝屋川市自転車安全利用条例の一部を改正する条例

寝屋川市自転車安全利用条例（平成24年寝屋川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び自転車の貸出し」を削り、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 自転車貸付業者 市内において自転車の貸付けを業とする者をいう。

第4条第1項第2号を次のように改める。

(2) 車道通行の際は左側を通行し、歩道通行の際は歩道の中央から車道寄りの部分を通行すること。

第4条第1項第8号を次のように改める。

(8) 信号機のない交差点を通行するときは安全を確認し、交差点を右折するときは直進や左折をしようとする車両等の進行を妨害しないこと。

第4条第1項に次の4号を加える。

(13) 道路標識により、自転車の通行が禁止されている道路又は一時停止の指定がある場所では、当該標識に従うとともに、歩行者用道路（法第9条に規定する歩行者用道路をいう。）を通行するときは、特に歩行者に注意して徐行すること。

(14) 踏切が遮断しているとき、又は警報機が鳴っているときは、踏切内に進入しないこと。

(15) ブレーキ装置を備えていない、又はブレーキの性能が不良である自転車で走行しないこと。

(16) 環状交差点内を通行するときは、徐行し、他の車両等の通行を妨害しないこと。

第4条第3項及び第4項を削る。

第6条の見出し中「自転車小売業者」を「自転車小売業者等」に改め、同条第1項及び第2項中「自転車小売業者」の次に「又は自転車貸付業者」を加える。

第9条第1項中「保護する責任」を「監護する責任」に、「保護する子」を「監護する未成年者」に改め、同条第2項中「保護する」を「監護する」に改める。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を第14条とし、第9条の次に次の4条を加える。

(自転車の点検整備等)

第10条 自転車利用者(未成年者を除く。第12条第1項において同じ。)及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する事業者は、利用し、又は事業の用に供する自転車について、適宜、安全な利用が確保できるよう点検整備及び施錠の徹底に努めなければならない。

2 保護者は、その監護する未成年者が利用する自転車について、適宜、安全な利用が確保できるよう点検整備及び施錠の徹底に努めなければならない。

(反射器材の備付け及び乗車用ヘルメット等の着用)

第11条 自転車利用者及び自転車貸付業者その他自転車を事業の用に供する事業者は、夜間において自転車を利用し、又は事業の用に供する場合は、自転車の側面に反射器材を備えるよう努めなければならない。

2 高齢者は、自転車を利用する場合は、乗車用ヘルメットその他自転車の利用に係る交通事故による被害の軽減を図るために器具を使用するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入等)

第12条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等(自転車事故による自転車利用者自身の損害及び自転車事故の被害者に与えた損害を補償する保険又は共済をいう。以下同じ。)に加入しなければならない。ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

2 保護者は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入しているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させる等自転車を事業の用に供するときは、当該事業の用に供する自転車に係る自転車損害賠償保険等に加入するよう努めなければならない。

4 寝屋川市及び関係団体は、自転車損害賠償保険等に加入しようとする者の利便に資するため、相互の連携及び協力の下に、自転車損害賠償保険等の加入に

関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償保険等の加入の確認等)

第13条 自転車小売業者は、自転車を販売するときは、当該自転車購入者に対し、自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の有無を確認するよう努めなければならない。

- 2 自転車小売業者は、前項の規定による確認により自転車の利用に係る自転車損害賠償保険等に加入していることを認めることができないときは、当該自転車購入者に対し、自転車損害賠償保険等の加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。
- 3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車損害賠償保険等を付した自転車を貸し付けるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、平成28年7月1日から施行する。

財 産 の 取 得

次のとおり財産を取得する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 学園 I C T 化構想事業用パソコン等 |
| 2 財産の概要 | (1) ノートパソコン 147 台
(2) プリンター 65 台
(3) ハブ 36 台 |
| 3 取得目的 | 市立小学校及び中学校における教育環境の I C T 化を進めるため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 29,681,964 円
(内消費税及び地方消費税の額 2,198,664 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府大阪市中央区博労町二丁目 5 番 15 号
西日本電信電話株式会社 大阪支店
取締役大阪支店長 北 村 美樹浩 |

財産の取得

次のとおり財産を取得する。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北川法夫

- | | |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 塵芥収集車 |
| 2 財産の概要 | 2トン回転ダンプ式塵芥収集車 3台 |
| 3 取得目的 | 塵芥収集車の老朽化に伴い、環境に配慮した塵芥収集車を計画的に導入するため |
| 4 取得の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 5 取得価格 | 金 17,982,000 円
(内消費税及び地方消費税の額 1,332,000 円) |
| 6 支払方法 | 納入後一括払 |
| 7 取得の相手方 | 大阪府八尾市神武町 1 番 48 号
株式会社モリタエコノス 関西支店
支店長 池村博 |

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	[REDACTED]
氏 名	原 田 幸 三 (はらだ こうぞう)
生年月日	[REDACTED]

理 由

人権擁護委員船吉成實が、平成 28 年 5 月 31 日退任のため、後任に推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 原田 幸三 (はらだ こうぞう)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 47 年 3 月 大分大学教育学部卒業

職歴

昭和 47 年 4 月 寝屋川市立啓明小学校教諭
昭和 53 年 4 月 寝屋川市立西小学校教諭
平成 5 年 4 月 寝屋川市立神田小学校教諭
平成 12 年 4 月 寝屋川市立西小学校教諭
平成 23 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 23 年 4 月 寝屋川市立西小学校コーディネーター
至 現 在

自 平成 23 年 4 月 新葛原自治会役員
至 現 在

自 平成 23 年 6 月
至 現 在
第八中学校区地域教育協議会会長

自 平成 23 年 6 月
至 現 在
大阪府立西寝屋川高校協議委員

賞 罰
な し

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

[REDACTED]

菊 地 伊三男（きくち いさお）

[REDACTED]

理 由

人権擁護委員菊地伊三男が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 菊地 伊三男 (きくち いさお)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 48 年 3 月 大阪体育大学体育学部卒業

職歴

昭和 48 年 4 月 寝屋川市立和光小学校教諭
昭和 50 年 4 月 寝屋川市立第二中学校教諭
昭和 51 年 4 月 寝屋川市立第六中学校教諭
昭和 58 年 4 月 寝屋川市立友呂岐中学校教諭
平成 4 年 4 月 寝屋川市立第五中学校教諭
平成 13 年 4 月 寝屋川市立友呂岐中学校教頭
平成 15 年 4 月 寝屋川市立第八中学校教頭
平成 17 年 4 月 寝屋川市立第八中学校長
平成 23 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 23 年 9 月 保護司
至 現 在

自 平成 26 年 1 月
至 現 在 人權擁護委員

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	[REDACTED]
氏 名	羽根田 康 弘(はねだ やすひろ)
生年月日	[REDACTED]

理 由

人権擁護委員羽根田康弘が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 羽根田 康 弘 (はねだ やすひろ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 41 年 3 月 大阪府立四條畷高等学校卒業

職歴

昭和 41 年 4 月 サンウェーブ工業株式会社 入社
昭和 43 年 3 月 同上 退社
昭和 43 年 4 月 門真市市民課
昭和 56 年 9 月 門真市納税課
平成 6 年 4 月 門真市環境総務課係長
平成 11 年 4 月 門真市教育委員会事務局学校教育課係長
平成 15 年 4 月 門真市高齢福祉課主幹
平成 17 年 4 月 門真市高齢福祉課長
平成 18 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 昭和 61 年 4 月 寝屋川市青少年指導員
至 平成 22 年 3 月

自 平成 6 年 4 月 寝屋川市立第四中学校 P T A 会長
至 平成 7 年 3 月

自 平成 16 年 4 月 四中校区地域教育協議会会長
至 現 在

自 平成 20 年 12 月 寝屋川市学校支援地域本部実行委員
至 平成 23 年 3 月

自 平成 22 年 4 月 高倉自治会会长
至 現 在

自 平成 23 年 1 月 人権擁護委員
至 現 在

自 平成 23 年 4 月 寝屋川市地域教育協議会委員
至 現 在

賞 罰

平成 14 年 6 月 大阪府青少年指導員連絡協議会会長表彰
平成 20 年 11 月 青少年育成大阪府民会議会長表彰

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

河瀬洋子（かわせ ようこ）

理 由

人権擁護委員河瀬洋子が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 河瀬洋子(かわせ ようこ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 37 年 3 月 和歌山県立新宮高等学校卒業

職歴

昭和 38 年 4 月 三重県南牟婁郡紀宝町立成川保育園
昭和 42 年 2 月 同上 退職
昭和 43 年 5 月 門真市立中町保育園
昭和 47 年 6 月 同上 退職

公職歴等

自 昭和 61 年 12 月 寝屋川市民生委員・児童委員
至 現 在

自 平成 16 年 10 月 人権擁護委員
至 現 在

賞罰

平成 16 年 2 月 全国民生委員児童委員連合会長表彰

平成 19 年 5 月	大阪府民生委員児童委員知事表彰
平成 19 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）
平成 22 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 23 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 23 年 11 月	大阪府社会福祉協議会会长表彰
平成 25 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 26 年 6 月	法務省人権擁護局長感謝状

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名 松 本 勉 (まつもと つとむ)

生年月日

理 由

人権擁護委員松本勉が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 松本 勉 (まつもと つとむ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 47 年 5 月 慶應義塾大学経済学部卒業
昭和 51 年 3 月 慶應義塾大学法学部卒業
昭和 51 年 11 月 司法試験合格
昭和 52 年 3 月 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程中退

職歴

昭和 52 年 4 月 司法修習生
昭和 54 年 3 月 同上 修習終了
昭和 54 年 4 月 真砂泰三法律事務所
昭和 56 年 3 月 同上 退所
昭和 56 年 4 月 関西法律特許事務所
昭和 59 年 3 月 同上 退所
昭和 59 年 4 月 松本勉法律事務所
現在に至る

公職歴等

自 平成 6 年 3 月 日本弁護士連合会代議員
至 平成 7 年 4 月

自 平成 13 年 4 月 大阪弁護士会常議員
至 平成 14 年 3 月

自 平成 13 年 6 月 寝屋川警察署協議会委員
至 現 在

自 平成 14 年 3 月 寝屋川市公平委員会委員
至 現 在

自 平成 14 年 7 月 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至 平成 17 年 7 月

自 平成 14 年 11 月 淀川左岸用排水管理組合公平委員会委員
至 平成 18 年 3 月

自 平成 15 年 4 月 大阪府都市競艇組合公平委員会委員
至 平成 18 年 3 月

自 平成 16 年 7 月 北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員
至 現 在

自 平成 16 年 10 月 人権擁護委員
至 現 在

自 平成 20 年 4 月 大阪家庭裁判所家事調停委員
至 現 在

自 平成 20 年 12 月 人権調整専門委員
至 平成 27 年 7 月

自 平成 21 年 7 月 枚方寝屋川消防組合公平委員会委員
至 現 在

自 平成 23 年 6 月

大阪府留置施設視察委員会委員

至 平成 27 年 5 月

自 平成 27 年 8 月

登録政治資金監査人

至 現 在

賞 罰

平成 15 年 11 月	暴力追放功労者「大阪・暴追センター会長」「大阪府警察本部長」表彰
平成 16 年 11 月	暴力追放功労者「近畿ブロック・暴追センター会長」「近畿管区警察局長」表彰
平成 16 年 11 月	暴力追放功労者（銅章）「全国・暴追センター会長」「警察庁長官」表彰
平成 21 年 11 月	暴力追放功労者（銀章）「全国・暴追センター会長」「警察庁長官」表彰
平成 22 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 22 年 10 月	全国公平委員会連合会長表彰
平成 23 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰（感謝状）
平成 25 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 25 年 11 月	暴力追放功労者（金章）「全国・暴追センター会長」「警察庁長官」表彰
平成 26 年 6 月	法務省人権擁護局長感謝状

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

中井 正昌 (なかい まさあき)

理 由

人権擁護委員中井正昌が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 中井正昌(なかいまさあき)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和42年3月 大阪工業高等専門学校建築学科卒業

職歴

昭和42年4月 株式会社中井工務店
昭和48年7月 同上 代表取締役専務
平成16年10月 同上 代表取締役社長
現在に至る

公職歴等

自 昭和48年4月 寝屋川地区BBS会会長
至 平成10年4月

自 昭和63年5月 保護司
至 現 在

自 平成元年4月 寝屋川地区少年補導協助員
至 現 在

自 平成 3 年 4 月
至 現 在
寝屋川地区少年補導協助員会長

自 平成 10 年 4 月
至 現 在
人権擁護委員

自 平成 10 年 5 月
至 現 在
寝屋川地区BBS会相談役

自 平成 11 年 6 月
至 平成 19 年 6 月
子どもの人権専門委員

自 平成 25 年 4 月
至 現 在
寝屋川地区保護司会会长

自 平成 27 年 4 月
至 現 在
大阪府保護司会常務委員

賞 罰

平成元年 7 月	法務大臣感謝状
平成 2 年 5 月	寝屋川市表彰（功労者表彰）
平成 5 年 10 月	大阪保護観察所長功労表彰
平成 7 年 10 月	大阪府保護司連盟会長表彰
平成 7 年 10 月	近畿地方保護司連盟会長表彰
平成 15 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 15 年 10 月	大阪保護観察所長表彰
平成 16 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 18 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 18 年 10 月	ひまわり功労賞
平成 19 年 6 月	法務省人権擁護局長感謝状

平成 20 年 9 月 全国保護司連盟会長表彰
平成 21 年 5 月 寝屋川市表彰（感謝状）
平成 21 年 9 月 法務大臣表彰
平成 25 年 5 月 大阪府知事表彰

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所	[REDACTED]
氏 名	辻 本 通 (つじもと とおる)
生年月日	[REDACTED]

理 由

人権擁護委員辻本通が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 辻本通(つじもと とおる)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 47 年 3 月 大分大学教育学部卒業

職歴

昭和 47 年 4 月 寝屋川市立第五小学校教諭
昭和 51 年 4 月 寝屋川市立明和小学校教諭
昭和 56 年 4 月 寝屋川市立堀溝小学校教諭
平成 2 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部体育振興課主幹
兼指導係長
平成 3 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部教育指導課主幹
平成 6 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局同和教育企画室長
平成 7 年 4 月 寝屋川市立明和小学校教頭
平成 10 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部学務課長
平成 13 年 4 月 寝屋川市立国松緑丘小学校校長
平成 14 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局学校教育部総括参事兼次長
平成 15 年 10 月 寝屋川市教育委員会事務局教育監
平成 17 年 4 月 寝屋川市立東小学校校長
平成 21 年 3 月 同上 退職

公 職 歷 等

自 平成 18 年 5 月 保護司
至 現 在

自 平成 20 年 4 月 寝屋川市小学校校長会会長
至 平成 21 年 3 月

自 平成 22 年 6 月 寝屋川市社会教育委員
至 現 在

自 平成 23 年 1 月 人権擁護委員
至 現 在

自 平成 24 年 6 月 寝屋川市社会教育委員会議議長
至 現 在

自 平成 27 年 4 月 大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
至 現 在

賞 罰

な し

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

氏 名

生年月日

友 井 芙美子（ともい ふみこ）

理 由

人権擁護委員友井芙美子が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 友井 芙美子 (ともい ふみこ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 43 年 3 月 東大阪短期大学幼児保育学科卒業

職歴

昭和 43 年 4 月 寝屋川市立ひまわり保育所
昭和 44 年 4 月 寝屋川市立北幼稚園
昭和 47 年 4 月 寝屋川市立木屋幼稚園
昭和 53 年 4 月 寝屋川市立池田第二幼稚園
昭和 56 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 2 年 5 月 至 平成 4 年 5 月 寝屋川市都市景観懇談会委員

自 平成 3 年 2 月 至 平成 6 年 2 月 寝屋川市女性問題懇話会委員

自 平成 6 年 6 月 至 平成 15 年 3 月 寝屋川市社会教育委員

- 自 平成 7 年 4 月
至 平成 14 年 3 月
寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会副理事長
- 自 平成 10 年 4 月
至 現 在
人権擁護委員
- 自 平成 12 年 2 月
至 平成 17 年 2 月
寝屋川市環境保全審議会副委員長
- 自 平成 12 年 4 月
至 平成 24 年 4 月
大阪第二人権擁護委員協議会常務委員
- 自 平成 13 年 4 月
至 平成 15 年 3 月
寝屋川市社会教育委員会議議長
- 自 平成 13 年 5 月
至 現 在
寝屋川市民生委員推薦会委員
- 自 平成 14 年 4 月
至 平成 24 年 3 月
寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会理事長
- 自 平成 15 年 2 月
至 現 在
寝屋川市家庭教育支援連絡会会长
- 自 平成 15 年 2 月
至 現 在
寝屋川市立北小学校学校評議員
- 自 平成 18 年 4 月
至 現 在
寝屋川地区少年補導協助員
- 自 平成 19 年 4 月
至 現 在
大阪府警察被害少年サポーター

自 平成 21 年 10 月

寝屋川市総合計画審議会委員

至 平成 22 年 11 月

自 平成 24 年 4 月

寝屋川市立西北コミュニティセンター運営協議会名誉理事
長

至 現 在

自 平成 24 年 5 月

寝屋川地区更生保護女性会会长

至 現 在

賞 罰

平成 15 年 6 月	大阪府人権擁護委員連合会長表彰
平成 16 年 6 月	近畿人権擁護委員連合会長表彰
平成 18 年 6 月	全国人権擁護委員連合会長表彰
平成 19 年 6 月	法務省人権擁護局長感謝状
平成 20 年 10 月	法務大臣表彰
平成 23 年 3 月	大阪府警察本部感謝状
平成 24 年 4 月	寝屋川市社会福祉大会会長表彰
平成 24 年 5 月	寝屋川市表彰（功労者表彰）
平成 24 年 10 月	大阪保護観察所長感謝状

人 権 擁 護 委 員 候 补 者 の 推 薦

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により意見を求める。

平成 28 年 6 月 15 日提出

寝屋川市長 北 川 法 夫

住 所

[REDACTED]

氏 名

笠 谷 正 博(かさたに まさひろ)

生年月日

[REDACTED]

理 由

人権擁護委員笠谷正博が、平成 28 年 12 月 31 日任期満了のため、引き続き推薦したい。

履歴書

本籍 [REDACTED]
住所 [REDACTED]
氏名 笠谷正博(かさたにまさひろ)
生年月日 [REDACTED]

学歴

昭和 44 年 3 月 大阪経済大学経営学部卒業

職歴

昭和 44 年 4 月 寝屋川市民生部市民課
昭和 54 年 6 月 寝屋川市市民部市民課主査
昭和 55 年 4 月 寝屋川市立解放会館業務係長
昭和 60 年 4 月 寝屋川市立解放会館長代理兼業務係長
昭和 62 年 7 月 寝屋川市自治推進部社明推進課人権啓発室長
平成 2 年 4 月 寝屋川市自治推進部人権啓発課長代理
平成 3 年 5 月 寝屋川市自治推進部人権啓発課長
平成 4 年 4 月 寝屋川市同和対策部調整指導課長
平成 7 年 10 月 寝屋川市同和対策部参事兼調整指導課長
平成 8 年 4 月 寝屋川市企画部人権文化室参事兼人権文化室同和対策調整課長
平成 9 年 4 月 寝屋川市人権文化部次長兼同和対策調整課長
平成 11 年 10 月 寝屋川市人権文化部長
平成 12 年 4 月 寝屋川市人・ふれあい部長
平成 16 年 4 月 寝屋川市教育委員会事務局社会教育部長
平成 17 年 3 月 同上 退職

公職歴等

自 平成 18 年 4 月 至 現 在 寝屋川市立中木田中学校学校評議員

自 平成 23 年 1 月 至 現 在 人権擁護委員

自 平成 25 年 4 月 至 現 在 寝屋川地区人権擁護委員会会長

自 平成 25 年 4 月 至 現 在 大阪第二人権擁護委員協議会常務委員

自 平成 27 年 4 月 至 現 在 大阪第二人権擁護委員協議会副会長

自 平成 27 年 4 月 至 現 在 大阪府人権擁護委員連合会理事

賞 罰

なし